特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

第12条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、

次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

平成29年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

第12条 法第58条第1項の<u>特例認定</u>を受けようとする特定非営利活動法人は

、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

岩手県条例第14号

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例の一部を改正する条例 特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例(平成10年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例(平成10年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(助成金支給書類 <u>等</u> の提出)	(助成金支給書類の提出)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額	
が200万円以下のものを除く。次項において同じ。)を行うときは、事前に	
、法第54条第4項の書類を知事に提出するものとする。	
3 前項の海外への送金又は金銭の持出しが災害に関する援助その他緊急を	
要する場合で同項に規定する書類を事前に提出することが困難なときは、	
当該海外への送金又は金銭の持出しを行った後、遅滞なく、当該書類を知	
事に提出するものとする。	
(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)	(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 第4条第2項の規定は、法第56条の規定による謄写について準用する。	2 第4条第2項の規定は、法第56条の規定による謄写について準用する。
この場合において、同項中「第30条」とあるのは「第56条」と、「事業報	この場合において、同項中「第30条」とあるのは「第56条」と、「事業報
告書等、役員名簿又は定款等」とあるのは「法第44条第2項第2号若しく	告書等、役員名簿又は定款等」とあるのは「法第44条第2項第2号若しく
は第3号に掲げる書類又は法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる	は第3号に掲げる書類又は法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる
書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類」と読み替えるものと	書類若しくは同条第3項の書類」と読み替えるものとする。
する。	
(<u>仮認定</u> の申請)	(特例認定の申請)

$(1)\sim(4)$ 「略]

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

て準用する。この場合において、第8条中「第52条第2項」とあるのは「 第62条において準用する法第52条第2項」と、第9条中「第55条第1項」 とあるのは「第62条において準用する法第55条第1項」と、第10条第1項 中「第54条第3項」とあるのは「第62条において準用する法第54条第3項 」と、同条第2項中「第54条第4項」とあるのは「第62条において準用す る法第54条第4項 と、第11条中「第56条」とあるのは「第62条において 準用する法第56条」と読み替えるものとする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関す る条例の準用)

第14条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する条例(平成17年岩手県条例第52号)の規定は、法第14条(法第39条 第2項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、法 第28条第1項の規定による作成及び備置き、同条第2項の規定による備置 き並びに同条第3項の規定による閲覧、法第35条第1項の規定による作成 及び備置き、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項に おいて準用する場合を含む。)の規定による閲覧、法第52条第4項(法第 62条において進用する場合を含む。)の規定による閲覧、法第54条第1項 (法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。)及び法第63 条第5項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、法第54条 第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を 含む。)の規定による作成及び備置き並びに法第54条第5項(法第62条に おいて準用する場合を含む。)の規定による閲覧について準用する。この 場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」と あるのは「法」と、同条例第2条第2号中「条例及び条例に基づく規則(

$(1)\sim(4)$ 「略]

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第13条 第8条から第11条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人につい 第13条 第8条から第11条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人につ いて準用する。この場合において、第8条中「第52条第2項」とあるのは 「第62条において準用する法第52条第2項」と、第9条中「第55条第1項 」とあるのは「第62条において準用する法第55条第1項」と、第10条中「 第54条第3項 | とあるのは「第62条において準用する法第54条第3項 | と 、第11条中「第56条」とあるのは「第62条において準用する法第56条」と 読み替えるものとする。

> (民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関す る条例の準用)

第14条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する条例(平成17年岩手県条例第52号)の規定は、法第14条(法第39条 第2項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、法 第28条第1項の規定による作成及び備置き、同条第2項の規定による備置 き並びに同条第3項の規定による閲覧、法第35条第1項の規定による作成 及び備置き、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項に おいて準用する場合を含む。)の規定による閲覧、法第52条第4項(法第 62条において進用する場合を含む。)の規定による閲覧、法第54条第1項 (法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。)及び第63条 第5項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、法第54条第 2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに法第54条第4項(法第62条において 準用する場合を含む。)の規定による閲覧について準用する。この場合に おいて、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるの は「法」と、同条例第2条第2号中「条例及び条例に基づく規則(地方自

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)」とあるのは「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)」と読み替えるものとする。

治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)」とあるのは「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。